

(平成25年6月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年7月1日まで

A社(本社)から同社B鉱業所に転勤で異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B鉱業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳のA社(本社)における昭和29年5月1日の資格喪失の原因が「転勤」と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B鉱業所における昭和29年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主の所在が不明であることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4645

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年8月1日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月26日から同年8月1日まで

A社に昭和44年6月1日に入社し、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人を含む22人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、当初、昭和45年8月1日と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった後の46年4月21日付けで45年6月26日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、申立期間当時、法人事業所であったことが確認できる上、遡及訂正処理前の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年6月26日に厚生年

金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における上記訂正前の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は50万円、16年12月24日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は50万円、16年12月24日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は58万円、16年6月28日は39万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年10月28日
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は58万円、16年6月28日は39万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成18年4月から19年5月までは20万円、同年6月から20年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月3日から20年9月1日まで
② 平成18年12月30日
③ 平成19年8月9日
④ 平成19年12月29日

A社における勤務期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低く記録されている。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額が実際に支給されていた給与より低く記録されている。

申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②、③及び④の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び（A社から提出された賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年4月から19年5月までは20万円、同年6月から20年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届並びに平成18年及び19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主が申立人について、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②、③及び④については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された賞与台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額（申立期間②は20万円、申立期間③は17万円、申立期間④は25万円）は、オンライン記録で確認できる標準賞与額（申立期間②は10万円、申立期間③は8万1,000円、申立期間④は12万5,000円）よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（申立期間②は9万6,000円、申立期間③は8万1,000円、申立期間④は11万7,000円）は、オンライン記録で確認できる標準賞与額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

北海道国民年金 事案 2302 (事案 774、1588、1887、 2056 及び 2254 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで

再申立てに当たり、二人の知人が、私の国民年金保険料納付について証言してくれるので、申立期間に保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市B区役所で納付したとしているが、同市において保険料が毎月納付となったのは昭和60年4月からであり、申立期間の大部分が3か月ごとの納付方式であったこと、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付け、22年6月15日付け、23年2月15日付け、同年7月1日付け及び24年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして6回目となる申立てを行い、証言を得ることができる知人として新たに二人の名前を挙げていることから、当該二人に照会を行ったものの、いずれからも申立人の国民年金保険料の納付について証言を得ることはできなかった上、当委員会において、これまで収集した資料を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 36 年 5 月まで

高等学校卒業直後の昭和 29 年 4 月から 36 年 5 月まで、A 市内にあった B 医院に事務職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間の一部の期間について、B 医院に勤務していたことがわかる。

しかしながら、C 高等学校は、申立人が、昭和 30 年 3 月に同校を卒業した旨回答している上、D 医師会から提供された病院及び診療所台帳によると、当該事業所は、31 年 6 月 16 日に開設されていることが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、既に死亡している上、当該事業所の事業を引き継いでいる当時の事業主の子は、「当時の資料を保管しておらず、当時の状況も不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 10 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及

び所在が確認できた8人に照会し、4人から回答が得られたところ、このうち一人は、「採用された当初、当該事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所になっておらず、私は、国民健康保険に加入していた。その後、院長から、当該事業所が健康保険及び厚生年金保険の適用になるとの説明を受け、昭和42年10月からこれらの保険に加入したと記憶している。」と具体的に供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月26日から同年7月1日まで

平成2年6月にA社を定年退職した。同社の就業規則は、親会社であるB社の就業規則に準じており、定年退職者は、その月の末日を退職日とすることになっていたと記憶しているが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年6月26日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「定年退職者の退職日については、当社では就業規則を作成していないことから、B社の退職日の取扱いに準じて決めており、申立人は、満*歳の誕生日である平成2年*月*日に退職している。」と回答しているところ、A社から提出されたB社に係る「就業規則本則の一部改正について（平成22年9月27日付け総務通達22-39）」によると、当該改正前の退職日の取扱いについては、満*歳に達した日の翌日（誕生日）であったことが確認できるとともに、申立人に係る労働者名簿によると、申立人は、満*歳の誕生日である2年*月*日に退職していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該事業所は、申立人について、平成2年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できるとともに、当該事業所は、「申立人については、平成2年6月分の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。